



JAL不当解雇撤回ニュース

No228 号 2012.12.17
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

2012年12月14日 IN 東京高裁

いざ 出陣!!

客乗控訴審 第1回 口頭弁論



温かい日差しの下、東京高裁前では140名を超える支援者の方々が客室乗務員原告団の入廷を見送りました。

新たな闘いの場に臨む原告団の顔は皆晴々とし、毎日の地道な活動から培った自信と誇りが漲っているようでした。

私達は筋の通らない整理解雇と間違った地裁判決を覆し、職場に戻ることで、労働者の権利を体現します。

高裁前の宣伝行動

CCU 古川委員長

会社に対して信頼・展望を無くした社員の自主退職は止まらず現場は重苦しい。今や4人に1人が新人、これで安全は守れるのか。

客乗裁判 内田原告団長

マスコミの社会的責任とはなにか。私達はJALの社会的責任を果たす為、会社経営や安全に対して警鐘を鳴らし続け、要求実現のために頑張ってきた。

日東整争議 泉団長

労働者無視の判決を覆そう!

乗員裁判 飯田原告

憲法は最高法であるにもかかわらず、昨今の司法判決は国民の基本的権利を奪っている。それが労働者から活気を奪い産業を疲弊させている。

利用者として空の安全が心配。
女性労働者として、年齢を理由にした解雇は時代に逆行す



婦団連 伍会長



MIC 日比野委員長

マスコミはJAL争議を殆ど報道しない。
これを放っておけばマスコミにもいずれ跳ね返ってくる。国民の為に公正な判決を!



不当解雇を撤回し!!!

法 廷 内 で は

原告代理人の**今村弁護士**が、本件解雇時点で人員計画上の削減目標が既に達成されていた事実を、揺るぎのない数字で示しました。



また**内田団長**は「誰が何と言おうが、必要のない解雇であった。JAL 沈んだ船（地裁判決文）なら、沈めたのは誰なのか」と陳述しました。その姿は凛

として清々しく、13分に及び内容は航空労働者の長い闘いも含まれており胸を打ちました。

被控訴人は「原判決どおり、早く結審を」という態度で法廷に臨み、裁判長から「反論が足りませんね」との指摘がありました。今後は人選基準・労働法研究者の意見書を提出予定です。更に裁判所からは不当労働行為・安全・人選基準の立証についての証人申請を早めにとの要求がありました。

<意見陳述については次号で紹介します>

報告集会 IN 虎ノ門スクウェアに186名

地裁判決の矛盾を露呈させ正しい判決を下さざるをえないような状況に追い込む。**山口弁護士**

更生計画を全面的に振り回すには限界があるのではないか。**船尾弁護士**

不当労働行為を話す証人、職場の安全の実態を話す実態を話す証人を見つけることが大事。**通信労組元委員長 岩崎さん**

職場はギリギリのところまで安全運航を支えている。私達はいつまでがまんすればいいのか。CAが保安要員、安全を担っているという原点に返って闘う。**CCU 委員長 古川さん**

JALでは脅しと差別の労務政策が復活している。**JLU 諏訪書記局長**

数字で削減人数が達成しているという証拠は裁判所も考えざるを得ない。**全労連事務局次長 井上さん**

勝つまで書き続ける。**MIC 元議長 東海林さん**

必要のない解雇を司法が認めたら、私達にも影響大だ。**中央大学人権ゼミ 中本さん**

世論・国会・ILOへの取り組みも大事。**男子山口団長**

史上最高益を更新、再上場を果たし、機構は莫大な利益を持って行った。職場はこのままでいいのか。**JFU 三星副委員長**

第2回期日 2013年3月1日 東京高裁101号法廷